



航空連合NEWS

発行：航空連合／発行人：島 大貴 〒144-0041 東京都大田区羽田空港 1-6-5 第5 総合ビル5 階 TEL (03) 5708-7161 FAX (03) 5708-7163

航空機燃料税軽減措置の延長へ！

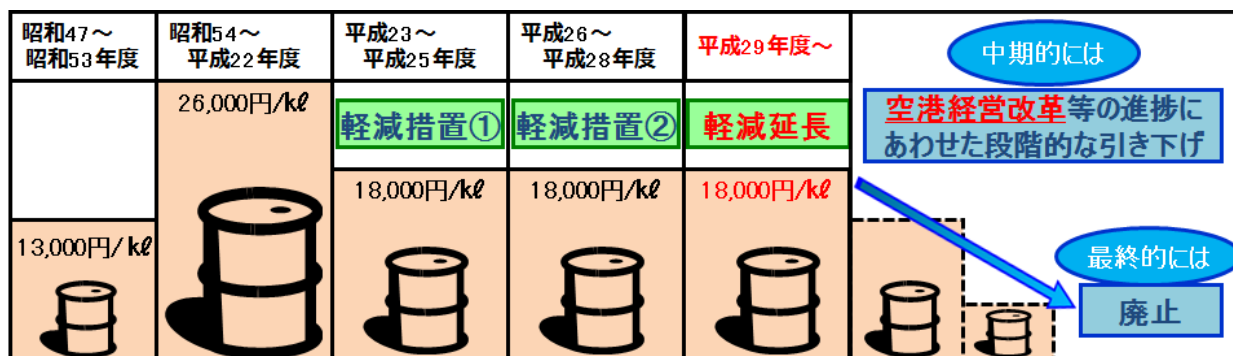
～平成29年度税制改正大綱に反映されました～

平成 29 年度税制改正に関わる政策要望の実現のため、航空連合として民進党、国土交通省等へ精力的に働きかけを行い、12月22日に閣議決定された平成29年度税制改正大綱には、航空連合の要望が概ね反映されました。

航空機燃料税については、平成23年度から続く軽減措置(¥26,000/kℓ ⇒ ¥18,000/kℓ)の適用期限をさらに3年間延長することが明記されました。今後、国会審議を経て、軽減される見通しです。

平成31年度末までの間、現行水準による軽減措置が適用となりますが、航空連合は、「空港経営改革の進捗にあわせて、中期的には段階的に引き下げ、最終的に廃止すべき」という考えに基づき、引き続き取り組んでいきます。

航空機燃料税に対する航空連合の考え



その他の税制改正要望

結果

航空券連帯税の導入には反対

導入に関する記述なし(要望通り)

地球温暖化対策税の免税・還付措置の恒久化

3年間延長(平成31年度末まで)